

上総富士チェックイン&ポイントカード利用規約

第1章 チェックイン&ポイントカード

第1条：(登録者の資格)

登録者とは、上総富士ゴルフクラブ（以下「ゴルフ場」といいます）のメンバー様及び、上総富士チェックイン&ポイントカード（以下「本カード」といいます。）利用規約を承諾の上、ゴルフ場に本カードの登録を申し込まれ所定の手続きを完了されたお客様をいいます。

第2条：(登録規約)

1. 登録者になることを希望する者（以下「登録希望者」といいます。）は、本規約を異議なく承諾の上、申し込むものとします。
2. ゴルフ場は、登録希望者が以下の項目に該当する場合、申込を承諾しない場合があります。
 - (1) 登録希望者が既に登録者になっている場合。
 - (2) 登録希望者が、過去において、本規約違反等により登録者資格の取消等の処分を受けたことがある場合。
 - (3) 申込内容に虚偽、誤記または記入もれがあった場合。
 - (4) 登録希望者が、暴力団及び類似団体の構成員・準構成員・関係者等である場合、または、過去においてこれらの者であった場合。
 - (5) その他、合理的な事由により、ゴルフ場が登録契約の締結を不適当と判断する場合。

第3条：(カードの発行・譲渡・貸与)

1. 本カードは登録手続きをされたご本人のみが利用できるものとし、ご本人以外へ譲渡・貸与する事はできません。

第4条：(登録費・年会費・発行手数料)

1. 本カードの発行手数料・登録費・年会費は無料です。
2. カード紛失・破損時における再発行には、発行手数料110円（税込）がかかります。

第5条：(サービスの利用)

登録者は本カードを提示し、所定の方法に従う事により、ゴルフ場より提供する特典・サービス（以下「本サービス」といいます。）を受けることができます。本カードの提示が無い場合、本サービスの一部または全てを受けることはできません。

第6条：(退会およびポイント登録者資格の喪失)

1. 登録者が本契約の終了（以下「退会」といいます）を希望する場合には、ゴルフ場所定の方法により登録者自ら退会の届出をゴルフ場に対して行うものとする。この場合ゴルフ場の指示に従いカードを返却または処分し、以降の利用を一切しないものとする。ゴルフ場メンバーが退会・名義書き換えを行った場合も同様とする。
2. ゴルフ場は登録者が本規約に違反した場合は、事前の通知をすることなく、直ちに登録者資格を喪失させることができるものとします。
3. ゴルフ場は登録者が、暴力団及び類似団体の構成員・準構成員・関係者等の場合、直ちにその登録者資格を喪失させることができるものとします。
4. 前項による登録者資格喪失の場合、登録者はゴルフ場その他第三者が被った損害を賠償する責めを負っていただくことがあります。

第7条：(本規約の変更他)

1. 本規約のサービス内容やシステムは、予告なく変更・改定または廃止する場合があります。
2. 第1項に基づく内容の変更・改定または廃止により、利用者に不利益もしくは損害が生じた場合、ゴルフ場はその責任を負わないものとします。

第8条：(連絡事項)

本規約の変更の通知、ゴルフ場から登録者への通知は、ゴルフ場ホームページまたはその他、ゴルフ場が適当と認める方法により行われるものとします。

第9条：(登録内容の変更)

1. 登録者は、登録契約の申込において届け出た内容に変更があった場合には、速やかに所定の方法により当該変更の届出をゴルフ場に対して行うものとします。
2. 登録者は、前項の届出を怠ったことにより、ゴルフ場からの通知または物品の送付が不到達となっても、通常到達すべきときに到達したとみなされることを予め異議無く承認するものとします。
3. 第1項の届出を怠ったことによる登録者の損害について、ゴルフ場は一切の責任を負いません。また登録者が届出を怠ったことによりゴルフ場その他の第三者が被った損害について、登録者は全ての責任を負うものとします。

第10条：(サインレスチェックイン)

登録者は、プレー前日までに来場予定者全員のフルネームをゴルフ場に登録の上、プレー当日の受付時に本カードをフロントに提示することでゴルフ場所定の署名用紙とゴルフ場利用税非課税利用の届け出への記入を不要とします。ただし障害者区分によるゴルフ場利用税非課税利用の届け出を行う場合は所定の用紙への記入と証明書の提示が必要となります。また、本カードの提示がない場合は所定の署名用紙への記入と非課税・減税手続きに必要な証明書の

提示が必要となります。

第 11 条：(個人情報)

登録者は登録申込時および第 9 条に基づき届け出た属性等の情報をゴルフ場が、ゴルフ場運営の為、ダイレクトメールその他の手段により営業活動に利用することを予め承認するものとみなします。またゴルフ場は個人情報を最大の注意をもって取り扱い、その保護に努めるものとします。

第 2 章 ポイントシステム

第 12 条：(目的)

本規約はゴルフ場が定めた方法により、ゴルフ場での利用金額に応じた上総富士ポイント（以下「Kポイント」といいます。）を登録者に対して付与し、登録者のKポイント還元申請によりサービスの利用代金を還元する制度とゴルフ場所定の署名用紙への記入を不要とする制度とします。

第 13 条：(Kポイントの付与)

Kポイントはゴルフ場の利用代金に応じて所定の日に登録者に付与されるものとします。ただし、火曜バーディデーおよびモーニングハーフ・アフタヌーンハーフプレーまたは、ゴルフ場が別に定める一部利用区分では付与されません。また、ゴルフ場はKポイント登録者が本規定を遵守していないと判断した場合、当該登録者へのKポイント付与を拒否または保留し、もしくは蓄積されたKポイントを取り消すことができるものとします。

第 14 条：(Kポイントの取消)

商品・役務等の購入の取り消しや購入代金の誤り訂正等による取り消しにより、Kポイントの付与された利用代金の全部または一部が取り消された場合、その取り消し額に応じてKポイントも取り消されるものとします。

第 15 条：(Kポイントの計算)

登録者のKポイントはゴルフ場をご利用の際、その利用代金に応じて 100 円単位（税抜）（100 円未満は切捨て）にて、ゴルフ場所定の率を乗じて付与されるものとします。

第 16 条：(Kポイントの有効期限)

獲得したKポイントは、Kポイント付与日から「2年後の当月末」まで有効です。有効期限を過ぎたKポイントは順次失効するものとします。

第 17 条：(Kポイントの還元)

1. 登録者は所定のKポイント還元方法に基づいて、申請を行うこととします。ただし、火曜バーディデーおよびモーニング・アフタヌーンハーフプレーまたは、ゴルフ場が別に定める一部利用区分では還元申請できません。
2. 登録者が還元申請の時点で登録者資格を有しており、且つ自ら本カードの提示ができることとします。
3. いかなる場合においても有効なKポイントを換金することはできません。

第 18 条：(カードの紛失・盗難等によるKポイントの取り扱い)

本カードの紛失、または盗難等により、第三者に不正利用されたことによって減じられたKポイントについて、ゴルフ場は一切の責を負わないものとします。

第 19 条：(Kポイントの引継ぎ)

1. 登録者が本カードの損傷もしくは紛失などにより本カードを切り替えた場合、切り替え時に旧カードに蓄積されたKポイントはゴルフ場所定の手続きにより新カードの発行を受けた後、新カードにKポイントを移行することにより、引き続き有効とします。
2. 当クラブメンバーの退会および会員権の名義書き換えがあった場合、ゴルフ場所定の手続きによりビジターとして本カードを作成し、Kポイントを引き続き有効とすることができます。
3. 本カードの紛失後カード再発行を申請した場合、ご本人様確認が取れた場合に限り、紛失カードにたまっていたKポイントを引き継ぐことができます。

第 20 条：(Kポイントの消滅)

登録者は、理由の如何を問わず登録者資格を喪失した場合、既に蓄積されているKポイントは全て自動的に消滅します。

第 21 条：(上総富士チェックイン&ポイントカードに関する疑義等)

Kポイントの有効性、Kポイント数、還元ならびにその他本カードの運営に関して生ずる疑義は、全てゴルフ場において決定し、登録者はその決定に従うものとします。

第 22 条：チェックイン&ポイントサービスの停止

システム障害・停電・天変地異・その他等により、本カードの利用が一時的に停止した場合、そのことによって生じる登録者の不利益もしくは損害に関し、ゴルフ場は一切の責任を負いません。

第 23 条：本カードの中止

ゴルフ場はその判断により、本規約を廃止し、本契約及び本サービスの提供を終了する事が出来るものとします。本サービスが終了した場合、累積したKポイントはすべて失効するものとします。